

Q1. 「八幡浜港・港湾振興ビジョン地域交流拠点施設整備事業の概要」のなかで、「エリア全体の景観にマッチするトイレ」とあるが、提示している資料だけでは、エリア全体の施設詳細が不明です。

A1. ご指摘のとおり、各施設（海産物直売所、飲食・物産販売施設、観光案内・まちづくり活動拠点施設）のイメージが明示されないと、全体として調和するトイレデザインを考えるのは難しいかと思えます。しかし、各施設の詳細設計が完了していないため、確定したものを提示することはできないのが実情です。明確なものではありませんが「八幡浜港・港湾振興ビジョン地域交流拠点施設整備事業の概要」P17に掲載しているエリア全体のイメージ図をご参照ください。

なお、いずれの施設も構造は木造とし、開放感のあるイメージを表現したいと考えておりますが、トイレ棟の構造やデザインを制限しようという意図はありません。「八幡浜市景観計画」P52の市街化景観形成地域のみならずエリアにおけるガイドライン、P68の商業・混在系地域の色彩ガイドラインを踏まえていただく必要はありますが、自由な発想でご提案ください。

Q2. 「トイレ棟デザイン設計競技応募要項 9.(1).①」では、個人登録の応募者にも発注できるように解釈出来ますが、個人登録の応募者が最優秀作品に選定された場合、実施設計業務の発注はどうするのですか。

A2. 個人登録の応募者が最優秀作品に選定された場合、個人への発注は出来ませんので、所属事務所へ発注するように考えています。（ただし、応募者および所属事務所の契約意思を確認します。）

また、「トイレ棟デザイン設計競技応募要項 9.(1).②」に明記しているとおり、学生または学生で構成するグループ（既卒者を含む）の作品が最優秀作品に選定された場合、実施設計業務は発注しません。既卒者の方で現に設計事務所に所属されている方はご注意ください。